

新宿消防署からの大切なお知らせ

令和3年11月14日(日)

新宿消防署管内において**住宅火災による死者が発生**しました！

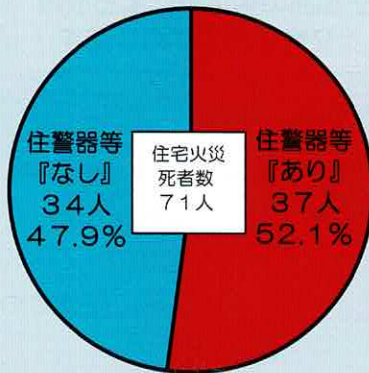
ついてますか？鳴りますか？ **住宅用火災警報器**

住宅火災による死者の**約半数**が住宅用火災警報器未設置！

令和2年中の住宅火災による死者は71人(自損を除く。)で、そのうち住宅用火災警報器(以下『住警器』といいます。)等が**設置されていない住宅における死者は34人と、約半数**を占めています。(図1)

また、火災100件当たりの死者発生件数は住警器等未設置住宅では8.5件、**設置住宅で2.9件と、設置住宅と比べて約3分の1**も低くなっています。(図2)

図1：住警器等設置状況別の住宅火災による死者
(令和2年住宅火災)



(情報提供：東京消防庁防災部防災安全課)

図2：火災100件当たりの死者発生件数
(令和2年住宅火災)



住宅用火災警報器の設置や維持管理は**義務**です！

住警器は、リビングや寝室、子供部屋など、普段使っている居室のほか、階段、台所などの『天井』または『壁』に設置が必要です。(浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません。)



※住警器の設置は、平成16年10月1日から新築住宅に、平成22年4月1日から既存住宅に、それぞれ設置が義務付けられています。

ご自宅で付け
忘れがないか、
一度確認して
みましょう！



「住宅用火災警報器の鳴動で火災を未然に防いだ **奏功** 事例

女性がこんろの火を消したつもりで外出してしまったところ、鍋が空焚き状態となって煙が発生し、住警器が鳴動しました。隣人の男性が住警器の鳴動音と煙に気づき、119番通報を行いました。到着した消防隊がこんろの火を止め、火災には至りませんでした。

住警器の奏功事例は他にも多くあり、火災予防に効果を発揮しています。



住宅用火災警報器を**点検**してみましょう！



【点検方法は簡単！】

製造会社により若干の違いがありますが、基本的には次のいずれかです。



ボタンを押す！

または



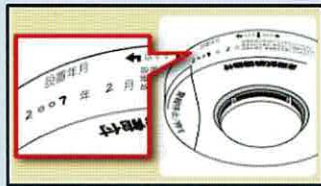
ひもを引く！

重要！

設置から10年を目安に**本体交換**をしましょう！

【設置時期を調べるには】

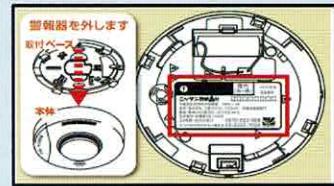
住警器の本体には、設置年月を記入する欄があります。もし未記入の場合は、本体内部にある製造年が目安になります。



設置年月で確認！

設置時に記入した設置年月を確認

または



製造年で確認！

中面に貼られている銘板で確認

※住警器の耐用年数は概ね10年です。設置から10年を超えると、電子部品の劣化等による故障により正常に作動しなくなる危険が高まるので、**点検の結果に関わらず**交換をおすすめします。

多発！

たばこによる火災



令和3年上半年中に東京消防庁管内で発生した**住宅火災は885件で、前年同期と比べ36件増加**しています。また、本年は「**たばこ**」による火災が371件で、**前年同期と比べ96件増加**しています。特に屋外での吸い殻の投げ捨てによる火災が増えています。

これからの季節は空気が乾燥し落葉や枯れ草が増え火災が発生すると、被害が拡大する危険があるので、**より一層の注意が必要です！**

【死者が発生した火災事例】

事例1：**火種が残った吸い殻をゴミ箱に捨てたため、ごみくずに着火し、火災となった。**

事例2：**たばこの火種が布団上に落下し、無炎燃焼を続けたのち、収容物に延焼し火災となりました。また、この居室には**住宅用火災警報器**が設置されていませんでした。**



「たばこ火災」を防ぐポイント！

- 【屋内】
 - 寝たばこは絶対にやめましょう！
 - くわえたばこで作業したり、火のついたたばこを手を持ったまま歩き回らないようにしましょう！
 - 灰皿の吸い殻はこまめに清掃しましょう！
 - 吸い殻は、水につけるなど、完全に消えたことを確認した後に廃棄しましょう！
- 【屋外】
 - たばこの投げ捨てや灰皿がない場所での喫煙はやめましょう！
 - 喫煙場所に指定されている場所で喫煙しましょう！
 - 新宿区は全域路上喫煙禁止となっています。喫煙スポットを利用しましょう！



【発行】 **新宿消防署**

【問合せ先】 **新宿消防署 地域防災担当（電話：03-3371-0119）**